

ライフステージひびき 指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフステージひびき（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1) 名称 ライフステージひびき

2) 所在地 東京都足立区千住3丁目7番地 平松 HM ビル 201

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1) 管理者 1名(サービス提供責任者兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2) サービス提供責任者4名(介護福祉士4名)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに関する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3) 訪問介護員等

介護福祉士 14名(サービス提供責任者4名 常勤2名 非常勤8名)

実務者研修終了者 1名(常勤1名)

介護職員初任者研修終了者 2名(常勤1名 非常勤1名)

ヘルパー2級課程修了者 12名(常勤1名 非常勤11名)

訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

4) 事務職員 1名(常勤職員)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

ただし、土曜日は午前8時30分から午後5時30分までとする。

3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4) サービスの提供は、7時～22時とする。

(指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別途料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換、通院介助等
- 2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等
- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 キャンセルの場合は、サービス実施日の前営業日の午後 6 時以降に連絡しサービスが中止された場合または連絡がなかった場合には、キャンセル料が発生します。ただし不可抗力時、または緊急やむを得ない事情の時は除きます。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、足立区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第 9 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の資的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフステージ本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改定
平成 19 年 10 月 22 日一部改定
平成 21 年 2 月 1 日一部改定
平成 21 年 5 月 1 日一部改定
平成 22 年 4 月 5 日一部改定
平成 22 年 6 月 21 日一部改定
平成 22 年 8 月 1 日一部改定
平成 22 年 9 月 1 日一部改定
平成 23 年 2 月 14 日一部改定
平成 23 年 4 月 1 日一部改定

平成 24 年 5 月 15 日一部改定
平成 25 年 4 月 1 日一部改定
平成 26 年 4 月 1 日一部改定
平成 30 年 2 月 13 日一部改定
令和 3 年 4 月 1 日一部改定
令和 5 年 6 月 26 日一部改定
令和 7 年 4 月 21 日一部改定